

事業評価書要旨（事前・事後）

平成14年12月

評価対象(事務事業名)	国民等と行政との間の申請・届出等手続等のオンライン化の実施		
担当部局・課	主管課	大臣官房統計情報部企画課情報企画室	
	関係課		

1. 事務事業の内容

事業内容（新規）・一部新規）				
<p>厚生労働省では、「e-Japan 重点計画」(平成13年3月29日IT戦略本部決定)に基づき、平成15年度までに実質的にすべての申請・届出等手続のオンライン化を実現するよう取り組んでいる。</p> <p>こうした中で、今般、「e-Japan 重点計画-2002」(平成14年6月18日IT戦略本部決定)が策定され、申請・届出等手続のみならず、新たに行政不服申立て、行政指導等において書面で行われている手続についても、原則として平成15年度までにオンライン化することとされた。</p> <p>これを受けて、行政不服申立て、行政指導等新たに追加された手続に係る電子様式の開発、それに対応する機器の増強等のシステム整備、国民等からの申請方法等の照会に対応するためのヘルプデスクの構築、国民等と厚生労働省を結ぶ通信回線の強化等を行うものである。</p>				
予算額				(単位:百万円)
H11	H12	H13	H14	H15
-	-	-	-	677

2. 評価

(1) 必要性

公益性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	(有) 無 その他
(理由)	
<p>「e-Japan 重点計画 - 2002」に基づき、政府全体として平成15年度までに実質的にすべての行政手続についてオンライン化の実現に向けて取り組んでおり、本事業は、そのうち厚生労働省の所管手続のオンライン化を可能とし、国民等の利便性の向上を図るものである。</p>	
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	(有) 無 その他
(理由)	
<p>厚生労働省の所管法令等に基づく手続については、国が責任をもって「汎用受付等システム」等のオンライン化の基盤整備を行う必要がある。</p> <p>なお、地方自治法第2条第9項第1号の「第一号法定受託事務」については、地方公共団体において公的個人認証サービスのシステム整備等を行う必要があるが、</p>	

「e-Japan 重点計画 - 2002」では、国がこれら地方公共団体の取組みを支援することとされている。

民営化や外部委託の可否	(可)	否
-------------	-----	---

(理由)

本事業については、実施主体を民営化することは事業の性質上不可能であるが、システムの設計、構築、保守管理等については外部委託を行うことが可能であり、平成15年度においても保守管理等の外部委託を予定している。

緊要性の有無	(有)	無
--------	-----	---

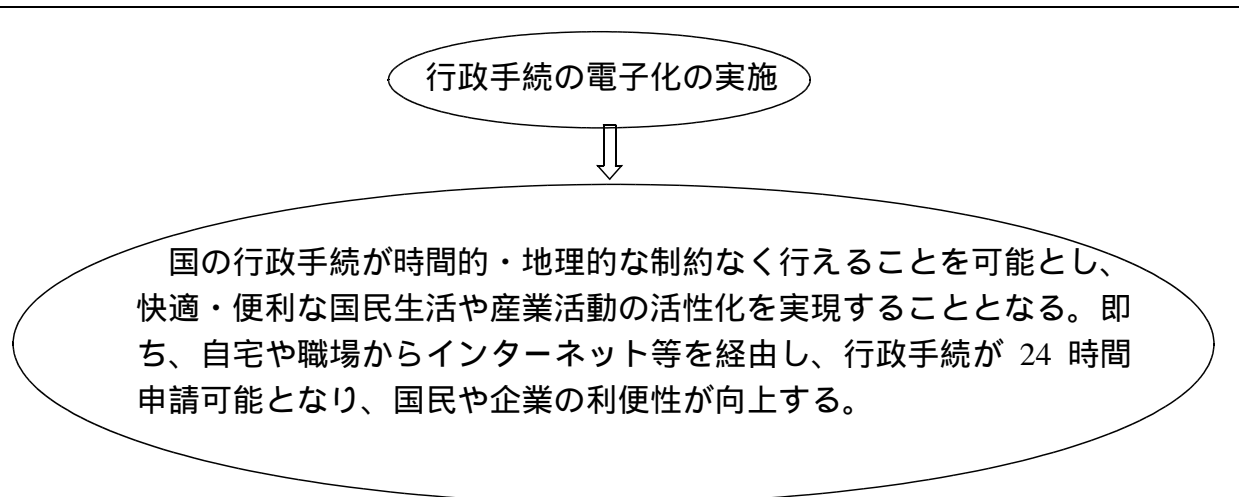
(理由)

「e-Japan 重点計画 - 2002」に基づき、政府全体として平成15年度までに実質的にすべての行政手続のオンライン化を実現することとされており、緊急性が求められている。

また、これらの手続のオンライン化を可能とするため、第154回通常国会に「行政手続等の情報通信の技術の利用に関する法律案」が提出され、継続審議となっている。

(2) 有効性

政策効果が発現する経路



注：別紙「厚生労働省申請・届出等手続オンライン化イメージ図」参照

これまで達成された効果、今後見込まれる効果

(今後見込まれる効果)

申請・届出等手続を始め、すべての行政手続が簡易かつ迅速にインターネット等で行えるようになることにより、国民等の利便性が向上するとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することが期待できる。

政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

国民等が行政手続のオンライン化による恩恵を享受するためには、インターネット接続環境を有していることが必要である。

国民等のインターネット普及率は平成13年11月1日現在で、世帯が60.5%、事業所が68.0%、企業が97.6%となっており、今後、申請件数等を評価指数とする場合には、インターネット普及状況も考慮に入れて判断していくことが必要になる。

(3) 効率性

手段の適正性	
<p>a) 当該事務事業を行わない場合 「e-Japan 重点計画 - 2002」では、政府全体として平成15年度までに実質的にすべての行政手続のオンライン化を実現することとしているが、本事業を行わない場合、申請・届出等手続以外の手続についてはオンライン化が不可能となる。</p> <p>b) 他に想定する手段で行った場合 本事業の目的を達成しうる代替手段は見受けられない。</p> <p>c) 当該事務事業を行った場合 申請・届出等手続のみならず、行政不服申立て、行政指導等のすべての手続のオンライン化が可能となり、また、ヘルプデスクの構築などシステム運用面の整備等を行うことにより、国民等からの照会窓口が一本化され、国民等の利便性が飛躍的に向上する。</p>	
効果と費用との関係に関する分析	
<p>申請・届出等手続以外の手続を含め、すべての行政手続がオンライン化されることにより、現行の書面による手続に比べ、申請者の経済的・時間的コストが削減されることになる。</p>	
他の類似施策（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無 （有の場合の整理の考え方）	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

(4) その他

<p>本事業は、すべての国民等がインターネット等を通じて、いつでも必要とする行政手続を行うことができるようにするためのものであり、「e-Japan 重点計画-2002」等においてもその必要性、緊急性が認められている。こうしたことから、厚生労働省においても平成15年度からの本格運用に向けて、新たに追加された行政手続に係る電子様式の開発やそれに対応する機器の増強、ヘルプデスクの構築、通信回線の強化等を行うものである。</p>
--

厚生労働省申請・届出等手続オンライン化イメージ図

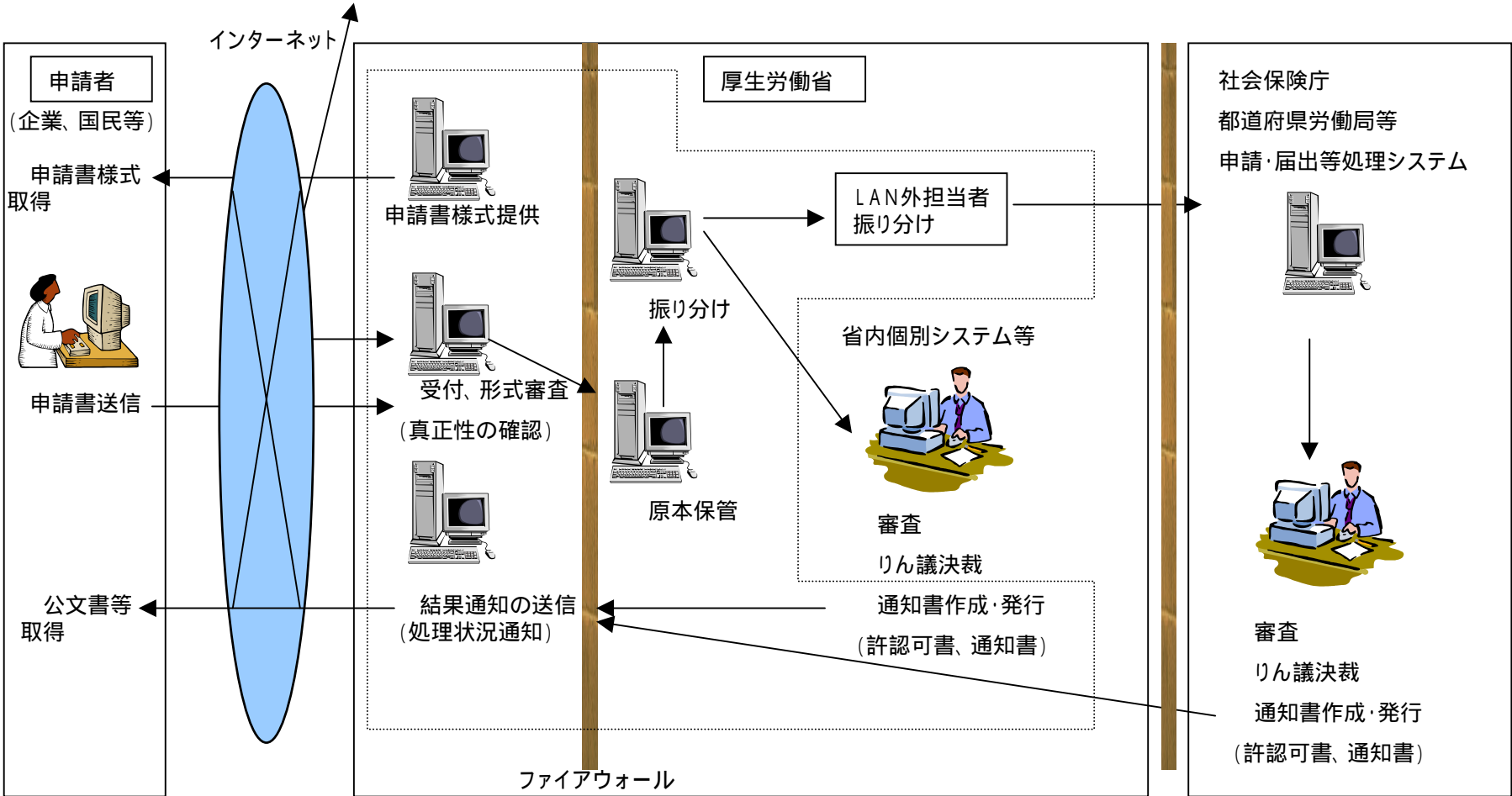
公的個人認証基盤等

ブリッジ認証局

厚生労働省認証局



厚生労働省の汎用受付等システムは、厚生労働省に対する申請・届出の共通的な受付窓口であり、申請者は、24時間いつでも申請・届出を行うことができ、申請者負担の軽減、利便性の向上に資するものである。



事業評価書要旨（事前・事後）

平成14年12月

評価対象(事務事業名)	電子入札システムの導入	
担当部局・課	主管課	大臣官房会計課監査指導室
	関係課	大臣官房統計情報部企画課情報企画室

1. 事務事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	12	国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること
施策目標	1	国民等と行政との申請・届出等手続のオンライン化を推進すること

(2) 事務事業の概要

事業内容（新規・一部新規）				
厚生労働省調達に係る国内外企業の入札参加機会の拡大、競争性の向上並びに企業の負担軽減と行政事務の簡素合理化を図るため、インターネット技術を活用した電子入札システムの導入を図る。				
予算額				(単位：百万円)
H11	H12	H13	H14	H15
-	-	-	-	216

(3) 事務事業の目標

目標達成年度（又は政策効果発現時期）						
アウトプット指標	H15	H16	H17	H18	H19	目標値/基準値
電子入札システムを導入する機関（161機関）	6 / 6	155 / 155				161
（説明） 15年度導入機関： 会計課、国立病院部、社会保険庁 労災管理課、労働保険徴収課、雇用保険課 16年度導入機関：155機関			（モニタリングの方法） 実績による。			

2. 評価

(1) 必要性

公益性の有無（主に官民の役割分担の観点から）	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> その他
（理由） 入札参加者（企業等）が政府関係の調達機関に出向くことなく、インターネットにより入札に容易に参加でき、入札参加者の負担軽減及び行政事務の簡素・合理化が図られる。	
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> その他
（理由） 国固有の事務であり、役割分担は存在しない。	
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 否
（理由） 今後も進展する情報技術の活用により効率的・効果的に対処するため、システムの整備に関し外注化を積極的に進める。	
緊要性の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
（理由） 「e-Japan重点計画-2002」においても、電子入札・開札を2003年度までに導入することとされており、厚生労働省においても、早急に電子入札システムを構築する必要がある。	

(2) 有効性

政策効果が発現する経路
<p style="text-align: center;">電子入札システムの導入</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">入札参加者が入札会場に出向くことなく、容易に入札に参加することが可能となる。また、企業側の移動コストが低減され、時間の拘束も少なくなることから利便性も向上する。</p>
注：別紙「電子入札システム構築後のイメージ」参照
これまで達成された効果、今後見込まれる効果
（今後見込まれる効果） 今後、調達コストに直接影響を与える企業側の移動コストが低減することにより、

経済的な調達を行うことができる。さらに、容易に入札に参加することが可能となることから、企業間の競争性の向上が図られ、全体的な調達コストが低減される。

政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

電子政府の一つである政府調達の電子化は、政府全体で取り組む事業であることから、有効性の評価に当たっては、政府全体での評価が必要である。

電子入札システム構築後のイメージ

